

野洲市議会議長交際費の支出及び公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野洲市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長が、野洲市議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおり区分する。

- (1) 慶祝 祝賀会やお祝い等に係る経費
- (2) 弔慰 市政、市議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
- (4) その他 前各号に掲げる支出区分以外の市政、市議会運営に資するための経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、別表第1のとおりとする。

(議長交際費の公表)

第6条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について個人情報に関わる部分を除き、毎月当月分を翌月末までに野洲市議会のホームページに掲載するとともに議会事務局において閲覧に供することにより行う。

なお、議長交際費の閲覧等の期間は、文書保存年限（5年）を限度とする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出先
- (5) 支出金額

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以後に支出のあったものについて適用する。

別表第1（第5条関係）

区 分	金 額	備 考
(1)慶 祝	5,000 円以内	総会、祝賀会、行事等
(2)弔 慰	別表第2に定める弔慰基準による。	
(3)会 費	会費相当額	会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
(4)その他	社会通念上妥当と認められる額	市政及び市議会運営上必要な交際に要する経費として、議長が特に認めるもの

備考 交際費は、1件につき、この表の支出区分の各項を重複して支出することはできない。

別表第2（第5条関係）
議長交際費の弔慰基準

対 象		関 係	香 典	供 花	弔 辞
議会議員	現 職	本 人	2万円	檜1対	○
		同居親族	5千円	檜1対	
	元市議会議員	本 人	1万円	檜1対	
	元町議会議員	本 人	檜1対		
市3役	現 職	本 人	1万円	檜1対	○
		同居親族	5千円	檜1対	
	元4役	本 人	檜1対		
行政委員会委員	現 職	本 人	弔 電		
その他		他市の状況、行政側の対応を考慮し、均衡を失しない範囲でその都度議長が定める。			

備考 1 「市3役」…市長、副市長、教育長

「元4役」…元町長・元市長、元助役・元副市長、元収入役、元教育長

2 行政委員会委員…教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員をいう。

3 供花は、檜とする。ただし、会場等の関係で生花とすることができる。

なお、香典及び供花は「野洲市議会」と表記し、弔電は野洲市議会議長名にて行う。